

条例制定の背景

最近、国内では、場所を問わず設置されている再生可能エネルギー（太陽光、水力、バイオマス、風力等）施設が、生活環境や自然環境に影響を与え問題となっています。

現在、町内には、このような再生可能エネルギー施設はありません。

このような状況に対応する為

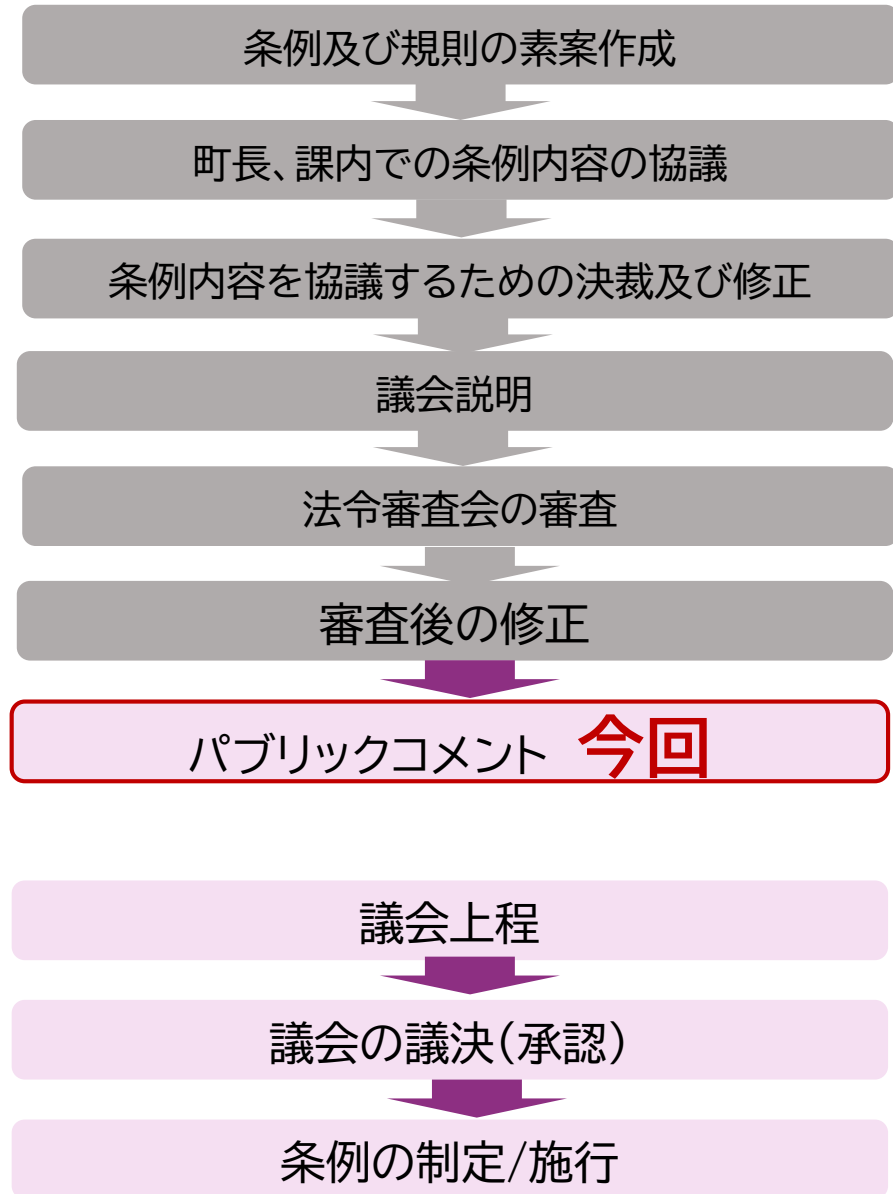
再生可能エネルギー事業を行うルール作りが必要＝条例の制定

しかし

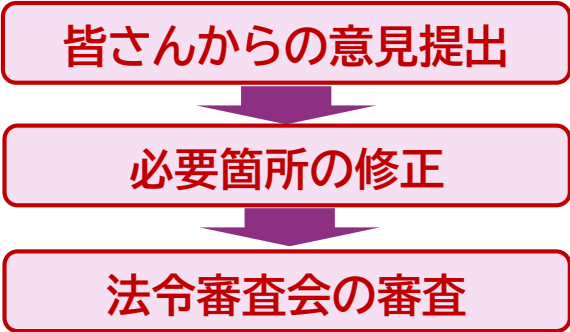
再生可能エネルギー施設の設置を完全に制限してしまうと地球温暖化対策は解決できません。このような観点から本町では設置できる場所と設置できない場所等を明確に分けた条例を制定し、町民の皆様の自然環境及び生活環境を守りつつ、地球温暖化対策も行っていこうと考えています。

このような状況下、条例を制定し町が監視できる体制を構築する為、パブリックコメントを行い、広くご意見をいただこうと考えています。

条例制定までの道すじ



協議を重ね素案を作成しました。
令和8年2月に終了



条例の概要

公共事業及び民間事業において再生可能エネルギー発電設備の乱開発を防止する。

具体的な例として町内で下記写真のような、状況を作らない！作らせない！



自然環境の阻害



法面崩壊による施設の崩落



観光地の景観を阻害

画像は環境省HPより

同時に太陽光設備等の設置も
進めなければならない。

環境を守りながら太陽光発電等の設置で地球温暖化対策も行わなければならない。

上記のような状況から

地域の合意形成を得たうえで設置できる場所、設置できない場所、状況により設置できるか判断する場所を分けていく。

条例の概要

設置できる場所、できない場所、状況により設置できるか判断する場所を明確にする為
ゾーニングを行いました。これを基に区域分けを行います。

保全区域

住宅以外の10Kw以上の太陽光設備及び再生可能エネルギー発電設備の設置を制限する。
土砂災害(特別)警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域及び森林法に基づく保安林

調整区域

必須

住宅以外の10Kw以上の太陽光設備及び再生可能エネルギー発電設備の設置を協議により、設置規模及び設置箇所等の調整を行い設置させる。

都市計画用途区域第1種住居地域、浸水想定区域、鳥獣保護区、農業振興地域、太宰府自然公園区域、観光地域、文化財、地域資源

促進区域

地域の合意形成

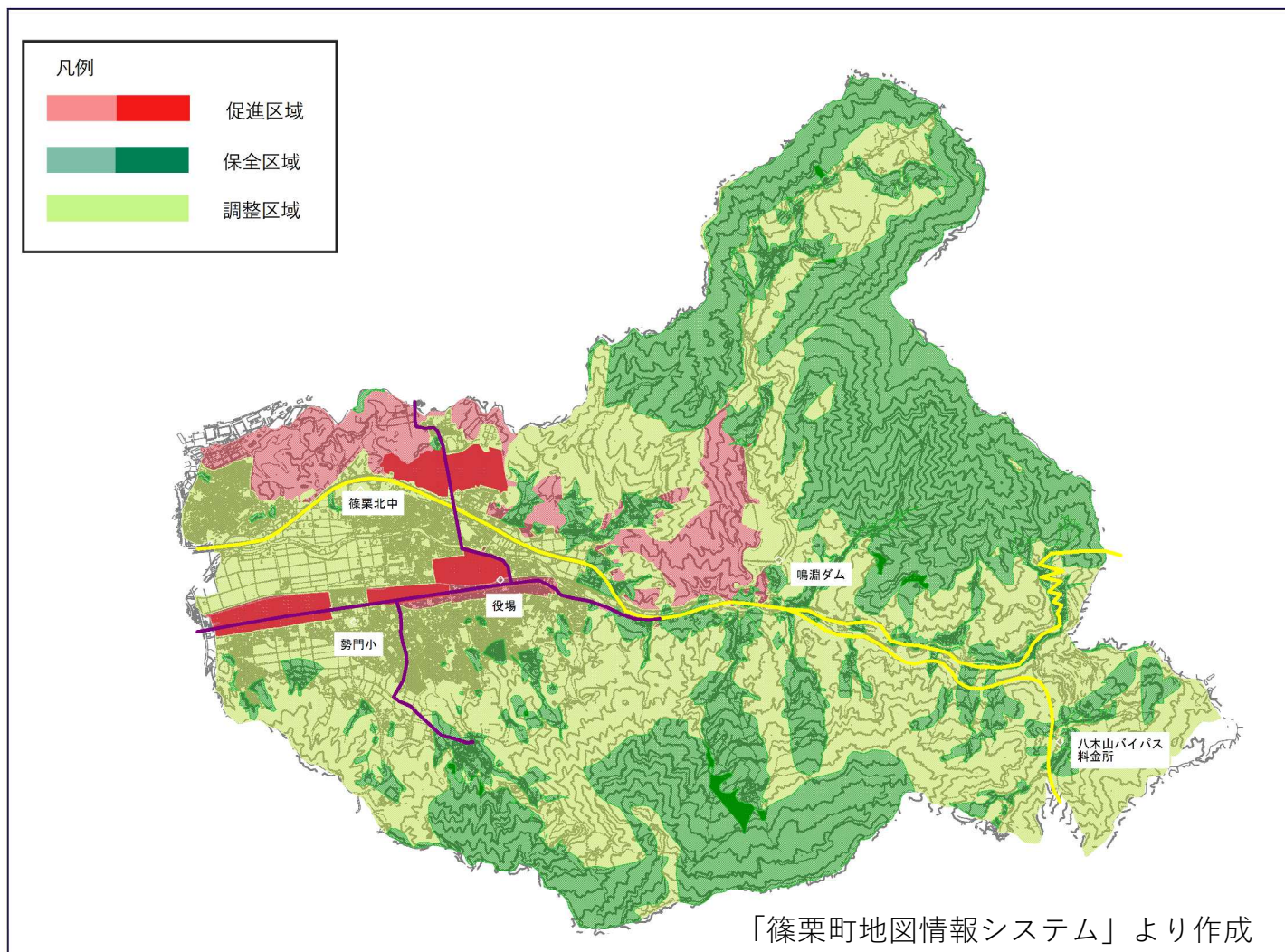
住宅以外の10Kw以上の太陽光設備及び再生可能エネルギー発電設備の設置を促進させる。

工業系及び商業系都市計画用途区域、都市計画用途区域第2種住居地域、町及び県公共施設、法令等の立地制約のない区域

メリハリのある町内全体の脱炭素政策及び地球温暖化対策の実現

条例の概要

前のページ示した内容を町内地図に落とした場合、下図のようになります。
より詳細な地図は、町ホームページに掲載しています。



3. 本条例(案)の適用とならないもの

①-1 建築基準法第2条第1号に規定する建築物

条文抜粋

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

具体的には・・・

一般的な住宅、ビル、店舗 など

①-2 建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物

条文抜粋

特殊建築物 学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

具体的には・・・

学校、体育館、病院、工場、倉庫など

② 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業となる再生可能エネルギー発電事業

下図の赤枠に該当する発電所で環境アセスメントを受けた事業は本条例の適用となりません。

環境アセスメントの対象事業一覧		
	第1種事業 (環境アセスメントを必ず行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km以上 10km未満
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上 15万kW未満
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW以上 1万kW未満
原子力発電所	すべて	—
太陽電池発電所	出力4万kW以上	出力3万kW以上 4万kW未満
風力発電所	出力5万kW以上	出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業(*1)	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画(*2)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(*1) 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

(*2) 港湾計画については、特例の手続を実施することとなる(14ページ参照)。

環境アセスメント(環境影響評価)とは？

大規模な事業において、環境への影響を事前に事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して住民や行政の意見を聴き、適切な環境保全対策を事業計画に反映させる制度のことをいいます。

4. 適用となるもの(第8条関係)

前ページの適用とならないもの以外で適用となるもの

① 10キロワット以上の太陽光発電設備

※既存設備からの増設により10キロワット以上になった場合も含む。

具体的な例示・・・



住宅街の空地に設置している例
(ゼロカーボンシティ準備室撮影)



山林に設置している例
(ゼロカーボンシティ準備室撮影)

② 出力数に関係なく全てのバイオマス発電設備、水力発電設備及び風力発電設備



③ 再生可能エネルギーを起源とする発電事業

例えば・・・水素発電、コージェネレーションズ

※ 天然ガス等で行う熱電供給のとき

5. 事業内容の届出

事業者が、町内で再生可能エネルギー発電事業を行う場合、事業者、事業期間及び事業内等を町へ届け出るよう義務付ける。町が、事業開始から終了まで監視及び指導等が行えるようにする。

事業者が行う内容

町が行う内容

事業者は、事業場所周辺の地域合意形成をとった上で、必要書類を準備し、町に届け出る。

町が同意できるか、届出内容を確認し、協議等を行います。状況等により同意できない場合もあります。
地域の合意形成がとれてない事業に関しては、町は、原則同意しません。

事業及び設置工事開始

事業者は、町と繋がりを持ちながら事業を行っていく。

当初の届出内容と変更がある場合は、事業者が、町に届け出る。(内容の変更、事業者の変更や廃止等)

6. 維持管理及び報告

適正な管理、異常等が確認されたとき

自然災害、火災等の人為災害で周辺に影響を及ぼすとき又は及ぼす恐れがあるとき

周辺の自然環境等の保全又は災害の防止に支障が生じるおそれがあるとき

報告

協議

助言・指導

町

※町と事業者が、繋がりを持ち不測の事態に対して適正に対応する。

7. 立入調査

上記6のような事項等において町職員が身分証明書を携帯し、事業区域内に入ることができる。また必要に応じて資料の提出を求めることができる。

8. 指導、助言、勧告、命令

必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

勧告に従わないときは、命令をすることができる。

9. 公表

命令により必要な措置を講じなかった場合、公表を行います。

不測の事態等に対し、町が対応できるように
よう先ずは条例で規定します。